

防犯灯補助基準

(令和7年4月)

◎新設（1灯につき） ※防犯灯が存在しない場所に新しく設置することをいいます。

種別	明るさ	補助金額
蛍光灯	20W	設置経費総額の 50%（ただし 15,000 円上限）
	32W以上	設置経費総額の 50%（ただし 25,000 円上限）
LED	蛍光灯 20W相当	設置経費総額の 50%（ただし 15,000 円上限）
	蛍光灯 32W相当以上	設置経費総額の 70%（ただし 30,000 円上限）

◎取替（1灯につき） ※現存する防犯灯の器具本体を交換することをいいます。

種別	明るさ	補助金額
蛍光灯 等	20W	設置経費総額の 50%（ただし 8,000 円上限）
	32W以上	設置経費総額の 50%（ただし 20,000 円上限）
LED	蛍光灯 20W相当	設置経費総額の 50%（ただし 8,000 円上限）
	蛍光灯 32W相当以上	設置経費総額の 70%（ただし 25,000 円上限）

※LED 灯の 32W以上とは、LED 灯もしくは省エネルギー効率等において LED 灯と同等と認められるもので、蛍光灯の 32Wクラスの照度を確保できるものとします。

※移設および撤去、廃棄処分代は補助対象にはなりません。

◎ポール設置（新設・取替）に対する補助金の額（1本につき）

ポール	ポール設置にかかる経費（本体・工事費等）	補助金額（限度額）
	40,000 円以上	40,000 円
	40,000 円未満	全 額

※ポールには、新設、取替の区別はありません。

◎自動点滅器に対する補助金の額（1個につき）

自動点滅器	補 助 対 象	補助金額
	自動点滅器設置にかかる経費(本体・工事費)	設置経費総額の 70%